

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

同 岩 村 ダ ム 同
同 菊 恵 ダ ム 同
同 五 の 沢 ダ ム 同
同 伊 藤 の 沢 ダ ム 同

目 次 ページ

告 示

○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可（農業施設管理課）	18
○道営土地改良事業変更計画の決定（農業施設管理課）	18
○知事権限に係る保安林の指定の予定（治山課）	18
○知事権限に係る保安林の指定（治山課）	18
○知事権限に係る保安林の指定の解除（治山課）	19
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定（治山課）	19
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定（治山課）	19
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定（治山課）	19
○土砂災害警戒区域の指定（維持管理防災課）	20
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（維持管理防災課）	20
○特定調達契約に係る入札の公告（選挙管理委員会事務局）	21

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示	22
-------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示	23
-------------------	----

道監査委員公表

○監査公表第7号	23
----------	----

告 示

北海道告示第417号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

令和元年6月11日

北海道知事 鈴木直道

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
北竜土地改良区	小豆沢ダム	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	一の沢ダム	同

北海道告示第418号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（女満別南部地区（農業用排水施設、農業用道路、客土、暗渠排水、区画整理、農地保全））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道オホーツク総合振興局に備え置いて、令和元年6月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

令和元年6月11日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第419号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和元年6月11日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林予定森林の所在場所 幌泉郡えりも町字大和275の1・275の34・275の35・297・299・303（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 指 定 施 業 要 件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第420号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指

定する。

令和元年 6 月 11 日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林の所在場所 函館市双見町163・172の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第421号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和元年 6 月 11 日

北海道知事 鈴木直道

- 1 解除に係る保安林の所在場所 河東郡音更町字音更西3線2の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び音更町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第422号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和元年 6 月 11 日

北海道知事 鈴木直道

- 1 解除予定保安林の所在場所 三笠市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養

3 解除の理由 ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び三笠市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第423号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年 6 月 11 日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件変更予定保安林 函館市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第424号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和元年 6 月 11 日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件変更予定保安林 中川郡本別町・足寄郡足寄町（以上2町国有林。次の図に示す部分^{かん}に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第425号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和元年6月11日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
久保内川（Ⅰ－32－1200）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
有珠郡壮瞥町字久保内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
久保内変電所川（Ⅰ－32－1240）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
有珠郡壮瞥町字上久保内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
立香5の沢川（Ⅱ－32－1650）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
有珠郡壮瞥町字立香（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第426号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災

害特別警戒区域として指定する。

令和元年6月11日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
長流川左4の沢川（Ⅱ－32－1190）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
有珠郡壮瞥町字久保内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
久保内寺沢川（Ⅰ－32－1210）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
有珠郡壮瞥町字久保内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
レルコマベツ左の沢川（Ⅱ－32－1220）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
有珠郡壮瞥町字久保内、字上久保内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
会館の沢川（Ⅰ－32－1630）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
有珠郡壮瞥町字立香（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
立香 4 の沢川（Ⅱ－32－1640）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
有珠郡壮瞥町字立香（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
壮瞥上久保内 2（Ⅱ－3－199－1372）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
有珠郡壮瞥町字上久保内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第427号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年6月11日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称（1ページ当たりの単価）及び調達予定数量
- ア 入札番号1 印刷物（選挙公報）の製造 13,567,200ページ
- イ 入札番号2 印刷物（選挙公報）の製造 21,344,400ページ
- ア及びイについては、それぞれの入札とする。
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期日 入札説明書による。
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号に規定する印刷物の製造の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 新聞用輪転機を所有し、ブランクセット判の新聞巻取紙（連量19.0キログラム）による印刷が可能であり、納期までに所要量を印刷する能力があること。
- (5) 北海道庁本庁舎又はいずれかの総合振興局庁舎・振興局庁舎から交通機関を利用して概ね1時間以内に到着できる位置に当該印刷業務に使用する設備及び工場を保有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項の規定による条件付一般競争入札であるため、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和元年6月11日（火）から同月17日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道選挙管理委員会事務局

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道選挙管理委員会事務局

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎地下1階総合政策部共用会議室（送付による場合は、郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道選挙管理委員会事務局）
- (2) 入札日時 令和元年6月21日（金）午前10時（送付による場合は、同月20日（木）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量500グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の 2 の(1)及び 3 の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、 次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道選挙管理委員会事務局 (2) 所 在 地 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 (3) 電 話 番 号 011－204－5938 11 Summary A Nature and quantity of the services to be procured : a manufactures of printed matter (election bulletin) 13,567,200 pages b manufactures of printed matter (election bulletin) 21,344,400 pages B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., June 21, 2019 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., June 20, 2019) C Contact : Office of the Election Administration Commission, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan Phone : 011-204-5938	を含む。) 一式 (2) 調達台数及び調達予定数量 <table><tr><td>ア 入札番号 1</td><td>産業振興部農村振興課</td><td>2 台及び 1 月当たり</td><td>21,509枚</td></tr><tr><td>イ 入札番号 2</td><td>函館建設管理部建設行政課</td><td>1 台及び 1 月当たり</td><td>30,979枚</td></tr><tr><td>ウ 入札番号 3</td><td>函館建設管理部建設行政課</td><td>1 台及び 1 月当たり</td><td>9,173枚</td></tr><tr><td>エ 入札番号 4</td><td>函館建設管理部江差出張所</td><td>1 台及び 1 月当たり</td><td>1,475枚</td></tr></table> 2 落札を決定した日 令和元年 5 月 28 日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1 の(2)の ア 及び ウ ア 氏 名 株式会社近藤商会 イ 住 所 函館市西桔梗町589番地 (2) 1 の(2)の イ ア 氏 名 株式会社エスイーシー イ 住 所 函館市末広町22番 1 号 (3) 1 の(2)の エ ア 氏 名 株式会社ウィンザーコンサル イ 住 所 札幌市北区麻生町 5 丁目 5 番 2 号 4 落札金額 (1) 1 の(2)の ア ア 基本料金 0 円 イ 複写料金 1.76円 (2) 1 の(2)の イ ア 基本料金 0 円 イ 複写料金 0.64円 (3) 1 の(2)の ウ ア 基本料金 0 円 イ 複写料金 1.25円 (4) 1 の(2)の エ ア 基本料金 6,500円 イ 複写料金 2.08円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成31年 4 月 26 日付け北海道渡島総合振興局告示第85号	ア 入札番号 1	産業振興部農村振興課	2 台及び 1 月当たり	21,509枚	イ 入札番号 2	函館建設管理部建設行政課	1 台及び 1 月当たり	30,979枚	ウ 入札番号 3	函館建設管理部建設行政課	1 台及び 1 月当たり	9,173枚	エ 入札番号 4	函館建設管理部江差出張所	1 台及び 1 月当たり	1,475枚
ア 入札番号 1	産業振興部農村振興課	2 台及び 1 月当たり	21,509枚														
イ 入札番号 2	函館建設管理部建設行政課	1 台及び 1 月当たり	30,979枚														
ウ 入札番号 3	函館建設管理部建設行政課	1 台及び 1 月当たり	9,173枚														
エ 入札番号 4	函館建設管理部江差出張所	1 台及び 1 月当たり	1,475枚														
総合振興局告示及び振興局告示																	
北海道渡島総合振興局告示第13号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和元年 6 月 11 日 北海道渡島総合振興局長 佐々木 徹																	
1 落札に係る物品等の名称（1 月当たりの単価及び 1 枚当たりの単価）及び数量 (1) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給																	

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課 (2) 所在地 函館市美原 4 丁目 6 番16号	第 6 項の規定により、北海道知事及び北海道教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。） 令和元年 6 月11日
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁空知教育局告示第 6 号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和元年 6 月11日 北海道教育庁空知教育局長 竹 林 亨 1 落札に係る物品等の名称及び数量 空知管内道立学校で使用する電力 (1) 基本料金（契約電力 1 kW 当たりの単価） 22校23か所 合計18,384kW (2) 電力量料金（使用電力量 1 kWh 当たりの単価） 22校23か所 合計3,464,629kWh 2 落札を決定した日 令和元年 5 月29日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 北海道電力株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地 4 落札金額 (1) 基本料金 642.27円 (2) 電力量料金 18.12円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成31年 4 月19日付け北海道教育庁空知教育局告示第36号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 岩見沢市 8 条西 5 丁目	北海道監査委員 富 原 亮 北海道監査委員 北 口 雄 幸 北海道監査委員 東 陽 一 北海道監査委員 渡 邊 直 樹
道 監 査 委 員 公 表	
監査公表第 7 号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第 1 項の規定により、包括外部監査人が平成29年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、同法第252条の38	